

合葬式墓地（通常合葬）の申請及び使用に関する注意事項について

2019.5.17～

(✓を記入すること)

- 既に市営霊園一般墓地または合葬式墓地（通常合葬）を使用している方は申請できません。※合葬式墓地(通常合葬)の使用許可を受けることができるのは1回のみです。
- 埋蔵する焼骨は、改葬または分骨でないものに限りです。
- 納骨壇の使用場所については、市が決定します。
- 申請書の受付後は、納骨予定者の変更はできません。
- 申込区分（エ）の生前予約をする方は、年齢が65歳以上であり、住民票上で単身世帯者であることが必要です。また、申請者本人の使用に限りです。
- 生前予約をする方は、ご自身が死亡した場合に合葬式墓地（通常合葬）に焼骨が納骨されるよう、あらかじめ親族等に伝えておいてください。
- 納骨壇には、焼骨以外のものは納骨できません。
- 埋蔵する骨壺は陶磁器など長期の埋蔵に適した材質のもので、大きさが幅奥行22cm以内、高さ27cm以内のものに限りです。骨箱等の外装は埋蔵できません。
- 管理上必要がある場合に、埋蔵されている焼骨を他の納骨壇に移すことがあります。
- 納骨壇における焼骨の埋蔵期間は使用許可日から20年間です。有料で最大10年間の延長が可能ですが、使用者本人が別途に申請する必要があります。
- 改葬・返還については納骨壇での埋蔵期間内であれば可能ですが、使用者本人または使用者の祭しの承継者が別途に申請する必要があります。
- 納骨壇での埋蔵期間終了後は、焼骨を骨壺から袋に移し替え、合同墓に埋蔵します。合同墓に埋蔵した後に、改葬・返還を行うことはできません。
- 合葬式墓地（通常合葬）の内部には、焼骨を納骨する際や、改葬・返還をする際を除き立ち入ることができません。また、内部では焼香や写真撮影はできません。納骨後の参拝は建物正面の礼拝所で行っていただくこととなります。

(裏面に続きます。)

- 納骨の際、合葬式墓地（通常合葬）の内部に入ることができる方は遺族の代表者及び宗教関係者等で、少人数に限ります。また、長時間の読経等はありません。
- 納骨は予約が必要です。霊園管理事務所（Tel043-422-8411）へ電話にて予約状況を確認した後、納骨予定日の7日前までに「焼骨埋蔵願い」を提出してください。
- 納骨当日は、「合葬式墓地使用許可証（通常合葬）」、「埋火葬許可証（原本）」を霊園管理事務所に提出してください。
- 住所・本籍等の変更があった場合や使用許可証を紛失した場合は、環境政策課へ再交付等の申請をしてください。（手数料：500円）
- 合葬式墓地（通常合葬）の使用に関する規定については、「四街道市営霊園条例」及び「四街道市営霊園条例施行規則」をご覧ください。市ホームページ、図書館、市役所情報公開コーナーで閲覧することができます。なお、条例等は改正することがあります。
- 偽りその他不正手段により使用許可を受けた場合や、上記の条例及び規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

上記について説明を受け、内容を理解しました。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

職員記入欄（申請者の記入は不要です。）

説明者： _____

特に注意する事項の説明

使用許可を受けることができる回数について

納骨棟に入ることができる場合について